

環境基本方針

わたしたちは、「環境にやさしい港」を目指すとともに、多くの都民が港の景観や水・緑に親しみながら憩うことのできる東京港を実現するために、首都圏4千万人の生活を支えるメインポートとして、また、海上輸送の拠点港として重要な役割を担う東京港の環境への取組みを推進します。



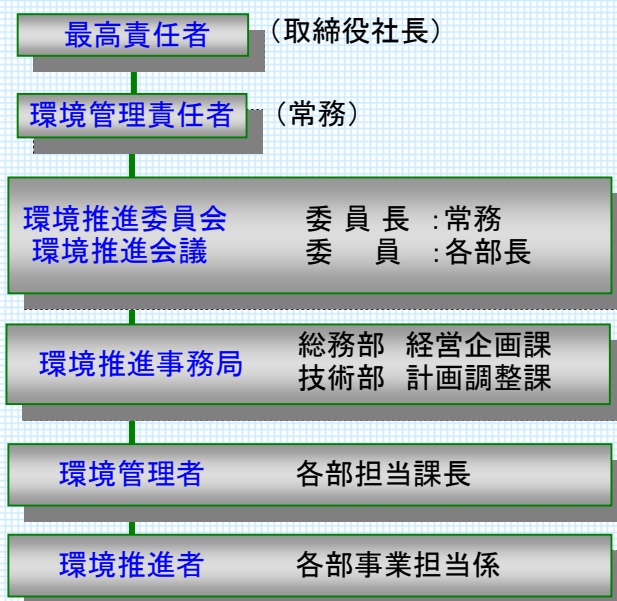
東京港埠頭株式会社 環境基本方針

- ① わたしたちは、地球温暖化対策推進のため、「省エネの取組み」「省エネ型機器の導入と利用拡大」「普及啓発等の取組み」を実施します。
- ② わたしたちは、大気汚染改善のため、コンテナ埠頭及び臨海地域での窒素酸化物や浮遊粒子物質の削減に取り組めます。
- ③ わたしたちは、東京港内水域の自然環境の保全と漁場の回復を図るため、環境保全事業を行います。
- ④ わたしたちは、地域住民や都民のみなさんの参加・協働による環境コミュニケーション活動を促進するため、環境に関連する社会活動に積極的に取り組めます。
- ⑤ わたしたちは、事業活動で発生する廃棄物の排出量の抑制と環境物品等の調達を推進するため、廃棄物の分別及び削減とリサイクル活動、グリーン購入に努めます。
- ⑥ わたしたちは、社員一人ひとりの環境配慮への意識向上を図るため、環境教育等を実践していきます。

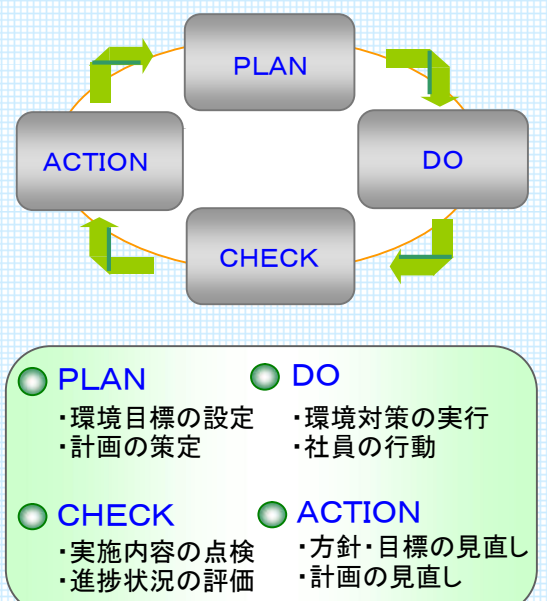
環境マネジメント推進体制

環境活動実行のために、環境マネジメント推進体制組織を設置し、環境負荷低減のための目標設定とそれに基づいた計画の策定、進捗状況の管理と検証を実施し、必要な見直しを行っていくことで継続的改善を図っていきます。

環境マネジメント推進体制

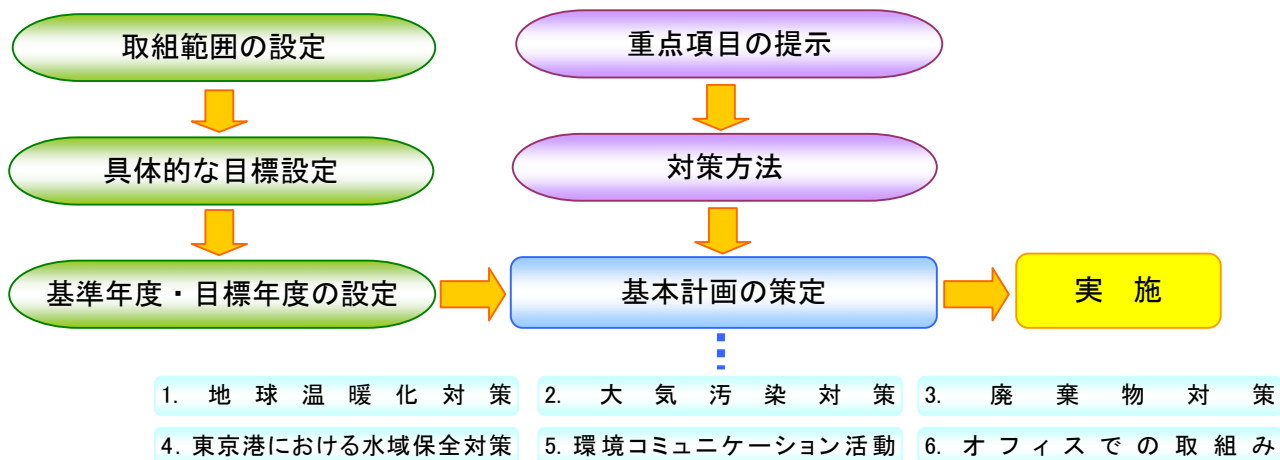


PDCAサイクル



今後の取組み方針

東京都の環境確保条例改正後の「地球温暖化対策計画書」制度の対応及び制度対象外の事業所について、環境基本方針に基づいて調査検討を行い、環境基本計画を策定・実施し、社会的責任を果たします。



東京都環境確保条例への対応

【概要】

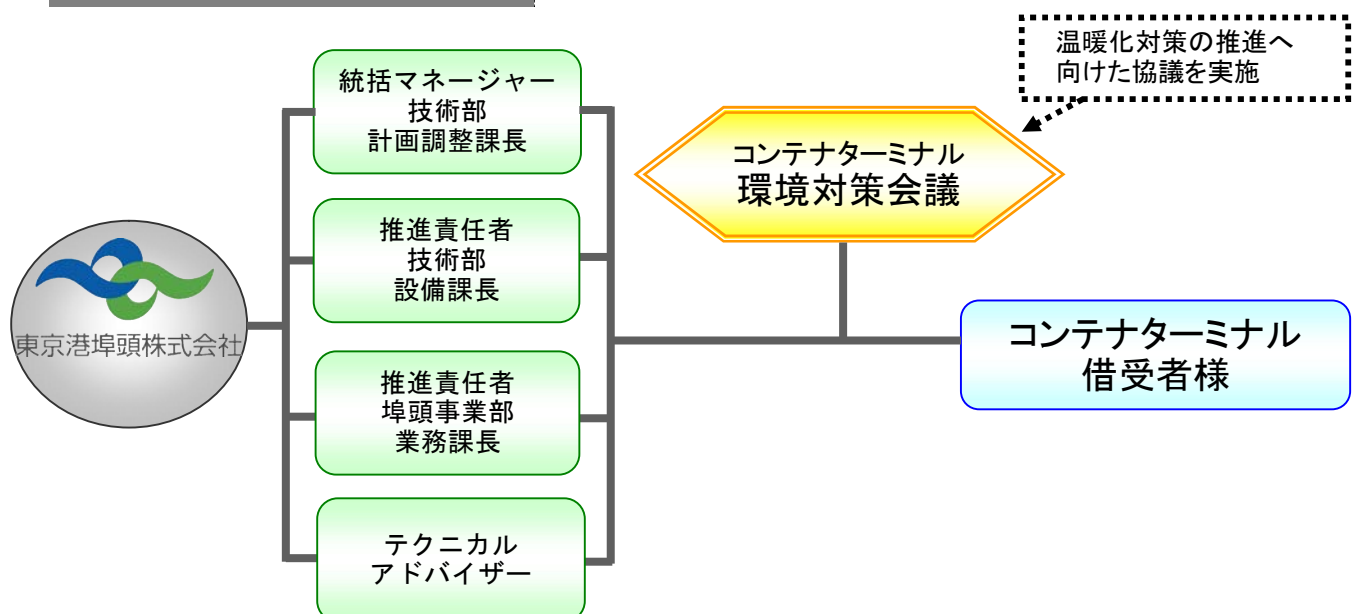
エネルギー使用量を原油に換算した合計の量が、年間1,500kl以上の事業所を対象に、温室効果ガス排出量と削減対策・実施計画・削減目標を設定し計画書を東京都へ提出し、中間報告及び結果報告を行います。東京都は、計画書の見直し・実施結果を評価して、計画書を公表するという制度です。

【今後の取組み】

2008年6月に条例改正され、2010年度中に当社が運営する大井・青海コンテナ埠頭が、温室効果ガス排出総量削減義務と排出取引制度が導入されることとなりました。第1計画期間（2010年-2014年）でオフィスビル等が8%、その他事業所が6%、第2計画期間（2015年-2019年）では、17%（見直し）を削減することが義務付けられています。

この削減目標の達成に向けて、ターミナル借受者様と「環境対策会議」を設置・協議し、大井・青海コンテナ埠頭全体の排出量を削減する取組みを推進していきます。

コンテナターミナル環境推進体制



※大井コンテナターミナルでの対策会議設置例